東京外国語大学課外活動共用施設使用に関する申合せ

(平成13年 4月 1日 制 定)

改正 平成14年10月23日 平成16年 4月 1日規則第161号 平成26年 2月19日規則第17号

(趣旨)

第1条 この申合せは、東京外国語大学課外活動共用施設に関する取扱要項(平成13年 4月1日制定)第5条に基づき、東京外国語大学課外活動共用施設(以下「共用施設」 という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(施設)

第2条 共用施設に、音楽室、特殊共用室、サークル室、サークル共用室、連絡事務室等 を置く。

(使用の範囲)

第3条 共用施設を使用できる者は、本学が認めた課外活動団体とする。ただし、管理運 営責任者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用日時)

- 第4条 使用できる日は、原則として、月曜日から金曜日までとし、使用時間は、9時から20時までとする。ただし、12月28日から翌年1月4日までの期間及び管理運営責任者が定める日は、使用しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めたときは、この限りでは ない。

(使用区分)

第5条 共用施設の使用は、次のとおりに区分する。

長期使用施設(1年間)	短期使用施設(2日以内)						
特殊共用室の1、サークル室、	音楽室1・2・3、サークル共用室						
連絡事務室1・2・3	1・2・3、特殊共用室の2						

(使用手続)

- 第6条 長期使用施設を使用しようとするときは、使用しようとする年度の5月末日まで に使用許可願(別紙様式)を学生課に提出し、管理運営責任者の使用許可を受けなけれ ばならない。
- 2 短期使用施設を使用しようとするときは、使用日の10日前までに使用許可願(別紙様式)を学生課に提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第7条 管理運営責任者は、この申合せに定められた事項に違反した場合には、使用許可を取り消し、若しくは中止させ、又は以後の使用を許可しないことがある。

(遵守事項)

- 第8条 共用施設を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 使用時間を厳守すること。
 - (3) 施設、設備及び備品を無断で移動、壊廃又は新設しないこと。
 - (4) 火器類等危険物は、持ち込まないこと。
 - (5) 騒音等他の者に迷惑を及ぼす行為及び他の者の使用を妨げ又は不快な感じを与える 行為はしないこと。
 - (6) 掲示は、所定の場所以外ではしないこと。
 - (7) 使用後は、冷・暖房機器の点検、清掃、消灯、戸締まり及び施錠を確認して、学生課に連絡し、鍵を返却すること。
 - (8) その他共用施設の使用に当たっては、学生課職員の指示に従うこと。

(損害賠償)

第9条 共用施設を使用する者が故意又は過失により、施設、設備又は備品等を破損、紛失又は汚損した場合には、その現状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(鍵の管理)

- 第10条 共用施設の鍵は、管理運営責任者が管理する。
- 2 共用施設の開錠及び施錠は、学生課職員又は管理運営責任者の指名した者が行う。
- 3 使用許可を得た使用責任者は、学生課で使用許可書を提示のうえ鍵を借り受け、使用 後は直ちに返却しなければならない。

(その他)

第11条 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年10月23日から施行する。

附 目

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この申合せは、平成26年2月19日から施行、改正後の東京外国語大学課外活動共用施設に関する申合せの規定は、平成25年4月1日から適用する。

(別紙様式)

課外活動共用施設 (長期使用施設) 使用許可願 (東京外国語大学) 短期使用施設 (東京外国語大学)

申請月日:平成 年 月 日

東京外国語大学副学長 殿

団 体 名		
使用責任者	学籍番号 学年	
使用貝任有	氏 名	
顧問教員		

下記のとおり課外活動共用施設(長期使用施設・短期使用施設)を使用したいので許可願います。 なお、使用に際しては課外活動共用施設使用に関する申合せを遵守します。

記

使	用施	設	室	名	課夕	卜活動共	用施設	(階			室)
使	用,	とび	朝	間	自	平成	年	月	月		:	~	:	
使	用	Į (),	寺	間	至	平成	年	月	日		:	\sim	:	
使	用	目	的											
使	用	人	員		学 夕 学 夕				人 人 (所属	属・氏	名・連	絡先の	名簿添付)	
そ	の		他											

(東京外国語大学)

課外活動共用施設 (長期使用施設) 使用許可書

平成 年 月 日

東京外国語大学副学長

下記のとおり課外活動共用施設(長期使用施設・短期使用施設)の使用を許可する。 なお、使用に際しては課外活動共用施設使用に関する申合せ(裏面記載の遵守事項)を厳守すること。

記

使	用施	設	室	名	課夕	卜活動共	用施設	(階			室)
使	用,	り とび	朝	間	自	平成	年	月	目		:	~	:	
使	用	₹ ()`	寺	間	至	平成	年	月	目		:	\sim	:	
使	用	目	的											
使	用	人	員		学 夕 学 卢				人 人					
そ	の		他											